

○議長（野呂日出男君）

皆さん、おはようございます。

開会前に経営戦略課長から発言を求められておりますので、許可します。経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

おはようございます。

議長にお許しをいただきましたので、九月十日の決算特別委員会における横山委員のご質問で、地方創生推進費の関係するふじさき食彩テラスの売り場の棚の面積について、お答えします。

売り場の棚の面積については、元の食彩ときわ館は約五十平米、現在のふじさき食彩テラスは、約八十平米で約一．六倍となるものであります。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

次に報告事項がありますので、事務局から報告させます。事務局長。

○事務局長（藤田 伸君）

事務局から報告いたします。説明員として出席依頼しておりました神忠勝監査委員より所用のため欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第一、報告第十四号平成三十年度藤崎町健全化判断比率の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十四号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第二、報告第十五号平成三十年度藤崎町資金不足比率の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十五号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第三、議案第四十四号藤崎町森林環境譲与税基金条例案の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十四号を採決いたします。議案第四十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十四号は原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第四十五号藤崎町印鑑条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十五号を採決いたします。議案第四十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十五号は原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第四十六号藤崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十六号を採決いたします。議案第四十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十六号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第四十七号負担付き贈与の受納の件を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

青森県と藤崎町との契約締結の関わることですけども、贈与の条件として、契約締結の日から十年間公園として使用するものとする。十年間りんご公園として使用することは、現在は妥当だと思えますけど、ただ贈与の条件の負担付きというのは、期限についてだけとして理解すればよろしいですか。それから新たな施設を増加するとか、そういうことについては、どういう取り決めとなっているのでしょうか。負担は、ただ公園として使用するという一点なものでしょうか。その点について。

○議長（野呂日出男君）

副町長。

○副町長（五十嵐晋君）

ただ今の負担付き受納のご質問の件で、契約の条件について公園として使用するの一点のみなのでしょうかというお話でございますが、これはここに記載されておりますように、契約締結の日から十年間公園として使用することのみが条件でございます。

○十三番（浅利直志君）

体験型農園といいますか、観光を進めるといようなことからみれば、必要になることもあり得るかもしれません。仮定の話だから答える必要もないというふうなお話ではなくて、これにレストハウスみたいなもの作るとか、あるいはまた、災害でやることができなくなったとか、そういう特別な事情が生じた場合は、双方協議するのだとか、弾力条項というか、そういうものはあるのですかということですか。契約書にするのでしょ。我々に提示されているのは、贈与の条件だけ書いていますけれども、負担付き贈与というところにこの契約の主旨、主なることがあるわけですので、先ほどお聞きした条件というのはこれ以外にはないということなのですかけれども、弾力的に協議する条項だとかどのように明示されているのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

副町長。

○副町長（五十嵐晋君）

この条件の中身のお話ということなのですが、当然一般の契約の内容とございますので、必要に応じて協議する項目も設けてございます。ただ基本的にはこの場所については、公園として使用するとい

うことが大前提となつてございます。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終わります。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

多様な公園があり得るわけでありまして、実際実習地として実習りんご園として、これまで使われてきたわけでございます。これを今後どういうふうに、契約の条件は承りましたけど、どういうふうにして管理していくのか、今まで三人の農家の人に依頼していたというところをですね、そのまま継続していくのか、今後その管理を町としては進めていくのか、明確な答えをいただきたい。

○議長（野呂日出男君）

副町長。

○副町長（五十嵐晋君）

この件につきましては、皆さんにご理解いただくために、全員協議会を開催してございます。その中で三人の方に管理をしていただくというふうな説明をしております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

全員協議会では説明したのですが、本会議と全員協議会は、違うものでありますので、あらためてはっきりさせたいということで質問したところですが、関連して一問だけ質問させていただきます。今後校舎やグラウンドも交渉の対象にすると協議会では説明を受けたのですが、交渉担当者は、どの課がどのように担っていくのかということについては、どのようなお考えで進めていくのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

副町長。

○副町長（五十嵐晋君）

今後の県との交渉でございますが、総合的な窓口については総務課の方で担当いたします。そして、グラウンドの活用については、生涯学習課の方が担って参ります。校舎それ以外の施設の担当につきましては、経営戦略課の方が担うこととなります。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十七号を採決いたします。議案第四十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十七号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第四十八号弘前圏域定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

渡された資料の三十三ページです。役割分担という三条の第一号に関わる圏域の権利擁護の支援に関する業務を行うため、弘前圏域権利擁護支援センターを拠点に、権利擁護に関する取組を中心的に行うも

のとする。というような記載があるのですけども、権利擁護支援センターをどこにどのような形で設けていくのかということ、人員スタッフはどういう配置を想定なさっているのかということについては、どうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田整君）

お答えいたします。

成年後見権利擁護に関しましては、当福祉課が所管でございます。これまでも圏域の市町村の担当課長が集まっての協議を進めてきた経緯もございますので、私の方から答弁させていただきます。ご質問のどこにということにつきましては、予定しているのはヒロロの中でございます。現在弘前市がセンターを委託している事業所が弘前市内にございます。青い森ねっとという事業所でございます。ここに専門の職員が配置され、今後問題となると思われる市民後見人の養成、これを中心に行っていくということで、町村ではなかなかその養成が難しいということから、広域で対応していきたいと。そして、相談の窓口も設けることからヒロロの中に、来年度の開設を予定しているものでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ヒロロというのは、新聞報道にもあったので、そうなのだろうとっております。ただ事業を委託しているのだというようなお話なのですけれども、青い森ねっとさんですか、専門業者だということなのですけれども、つまり後見人というのは生易しいものでもないわけですね。相続の問題やら現金預貯金の管

理といたしますか、財産管理を含めて青い森ねっとという団体はどういうふうな目的を持って、どういうふうな人によって、会社なり法人なりを作っているのかということについて、お分かりのことがありましたら、お知らせ願いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田整君）

お答えいたします。

分かりやすくといえば語弊があるかもしれませんが、町にも地域包括支援センターがございます。形としてはそのような形でございます、職員といたしましては、ケアマネージャもございます。介護保険の事業も実施しておる事業所でございますので、それから社会福祉士などの専門の職員を配置して、高齢者の認知症の方の成年後見あるいは権利擁護そういうものの相談を受け、あるいは裁判所の手続きなどの指導助言を今も実施されている事業所でございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

他に質疑はございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

三条の二の移住定住の促進も取り組むということに記載されているのですけども、これも同じようなヒロロの中にメインの事務所を作って業務を遂行していくのでしょうか。また弘前市では東京ブースを設けているように聞いておるのですけども、そういうものも含めて運営していくお考えなのでしょうか。その辺はどういう構想に基づいて協定の内容を変えようとしていらっしゃるのでしょうか。



○議長（野呂日出男君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。窓口については、基本的には市町村の担当課が受け持ちします。その中において、圏域の市町村が連携した方がうまく進むだろうと、例えば、弘前の窓口に行ったとしても話を聞いていくうちに、弘前じゃなくてこちらの方がいいじゃないかというそういったケースがあったように聞いております。そういう意味でどこの窓口でもケースバイケースで連携していこうということでございます。東京の窓口に関しましては、青森県で有楽町の方に全都道府県が一カ所に窓口を構えて、そこで移住を考えている東京圏の方々の相談を受け付けるという体制をとってございます。青森県と圏域で連携していろんな事業をこれから展開していくということになります。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十八号を採決いたします。議案第四十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十八号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第四十九号令和元年度藤崎町一般会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

保健体育費二十二ページです。報償費スポーツ教室講師謝礼五万円ほどあるのですけれど、どういう内容で補正するのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木秀光君）

お答えいたします。

二〇二五年、国民スポーツ大会が青森県で開催される予定となっております。当町では、なぎなた競技の開催が内定しております。そのことから、七月から十一月までの毎週水曜日、なぎなた教室を開催しております。その講師謝礼の追加でございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

なぎなた競技を藤崎町で開催するという説明で、毎週水曜日七月から十一月まで開催すると。年間をとおしてやるのですよね。そのこと一点と関連してスポーツの振興について、お聞きしたいと思いますが、昨日横山議員が学区を越えて野球をやりたいと、越境入学も含めて教育委員会で検討してはどうかと質問なされたのですけれど、私も似たような意見なのですけれども、中学校の部活をやるためのスポーツ教室なり、指導を継続していく、藤崎ではバドミントンなどがうまくいっている典型的な例だと思うのですけれど、講師の謝礼のスポーツ少年団の指導員に対する援助体制はどういうふうになっているのか、概略でも良いのでお聞きしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木秀光君）

お答えいたします。

まず、スポーツ少年団、現在は野球、バスケット、バドミントン、サッカー、柔道が登録しております。

各クラブチームとスポーツ少年団として各指導者が現在おります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

関連ですので、要望だけにとどめておきます。いずれにしても交通費も含めて検討しようとして政府なり文科省なり言っておりますので、OBや若い人のことも含めて、抜本的に強化していかなければならないときなのかなということをお願いしておきます。同じ二十二ページに唐糸御前史跡公園緑化管理業務委託、十八万円ほどとなっておりますけれども、この内容をお知らせ願いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木秀光君）

お答えいたします。

唐糸御前史跡公園の緑化の十八万八千円というのは、雪囲いの部分の料金でございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

同じく唐糸御前史跡公園について、関連して質問させていただきます。あそこは、自動車の交通の流れが大変多くなったわけですね。そういう点で、今まで冬期間閉鎖していたのですけれども、これから閉鎖期間というのは、どういうふうに検討なさっているのかということと、委員会でも聞いたのですけれども、不審者が見つかったら連絡してくださいという大看板が着いていたのですけれども、その件はどうなったのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木秀光君）

お答えいたします。

現在どのくらいの交通量があるか、職員が調べているところでございます。看板につきましては、唐糸御前史跡公園の景観のあまりよくない場所に看板を立てていましたので、それを西豊田の公園の方に移動したところでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

任期最後の質問をさせていただきます。十九ページ、この前の全協において、除排雪車輛借上料を予算化したということで、この内訳をお願いします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（神昭彦君）

お答えします。

除排雪車輛借上料、百二十八万八千円の内訳ですが、今年度除排雪の強化をしたいということを経営協議会で申し上げました。そして、四トンダンプの借上料二台分でございます。一、二月の二ヶ月分として、約九十五万九千円。

雪置き場を今回は、常盤の置き場は一般の家庭専用と、藤崎地区の雪置き場、岩木川の雪置き場ですが、そこに事業者用、一般用ということで、岩木川は、河川敷を占有しております。四月いっぱいまで雪を撤去しなければならない、溶かさなければならないということがありまして、かなりの事業者用の雪が捨てられるのではないかと想定されますので、その雪を溶かす作業をするということで、バックホーの借上料を約三十二万八千円、トータルで百二十八万八千円を計上したものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。横山哲英君。

○十二番（横山哲英君）

二十ページの遊具解体です。遊具解体撤去工事費ですけども、何カ所ですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（神昭彦君）

お答えします。

建設課管理の遊具でございまして、この場所は常盤地区が、亀田団地の公園、西田団地の公園、そして藤崎地区が、西豊田児童公園、葛野児童公園、ふじみパークという銅屋森団地内にある公園の五カ所で

ございます。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。横山哲英君。

○十二番（横山哲英君）

どういう遊具を解体するのですか。撤去した後、また新たに設置するのか、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（神昭彦君）

解体遊具の種類ですけども、西田団地、西豊田公園、葛野公園については、複合遊具とって、二種類の遊具が組み合わさった遊具でございます。そして、亀田団地、ふじみパークは、鉄棒とかジャングルジムの遊具でございます。

そして、撤去した後はどうするのかというご質問ですけれども、そのことについては、今後町内会に通知しまして、町内会、関係団体、遊具を利活用している子供会とか意見交換をしたいなと思っております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。横山哲英君。

○十二番（横山哲英君）

水木のセンターを例にとりますとね、結構幼児、小学校就学前の子ども達が、すべり台とか、水木以外

の子どもも結構遊んでいますので、撤去した後に、また新たに安全安心な遊具を設置するようよろしくをお願いします。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

先ほどの十九ページの続きですけれども、四トン車二台を二カ月使用すると、金額的には九十五万円です。よろしいのですよね。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（神昭彦君）

はい、そうでございます。これはリース会社からの見積もりでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

わたしは、このダンプについて、調べたのですが、話を聞くところによれば、もうちょっと安くなるのかなと思っていました。それはともかくとして、四トン車を二カ月間リースするということで、先般全協でも説明ありましたが、オペレーター、運転手の確保も必要ですし、課長曰わく、これから除雪も進化しなければならないという話もしました。その進化はともかく、除雪は進化よりも進歩が先じゃないかと思っております。その辺、安易な答え方じゃなく、やっぱり一步一步除雪体制を進歩させて、ダンプの件もそうですが、別にも問題がありますので、その辺も加えて、これからの除雪体制を進歩させてくださるようお願いいたします。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

総務費の統計調査総務費、十六ページになりますけれども、経済センサス基礎調査・経済構造実態調査指導員・調査員報酬二万四千円ほど不用になりましたと。報酬として人件費が不用になったと理解しているのですけれども、わたしが聞きたいのは、報酬を払って調査した報告書を総務省なり経産省なり提出したのだと思うのですけれども、地域経済を理解するうえでも経済センサスは重要なひとつの内容だと思うのですけれど、経済センサスのこれまで調査したものをどのように、どの課が保管管理しているのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

はい、統計調査の担当は当課、経営戦略課になりますので、調べた調査結果については、うちのほうで保存しております。活用方法としましては、先般も行いました商工業の審議会であるとか、そういった場合での活用をさせていただきます。

○議長（野呂日出男君）

他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十九号を採決いたします。議案第四十九号は原案のとおり決することにご異議ありま



せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十九号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第五十号令和元年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十号を採決いたします。議案第五十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第五十一号令和元年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十一号を採決いたします。議案第五十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第五十二号令和元年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

藤崎町介護保険特別会計補正予算、四十八ページの基金繰入金ということで、六千三十六万円ほど繰入金が出されているのですけれども、六千三十六万円基金から繰り入れてやらなきゃならないことだと思うのですけれど、六千万もの金額ですので、当初から予算を見込んでいなければならなかったのではないかとの思いもあるのですけれども、あるいは基金をあまり使いたくなかったということなのか、六千三十六万円の補正に至った経緯を明らかにしていただきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田整君）

お答えいたします。

先日の決算特別委員会でも関連したお話があったかと思いますが、介護保険の特別会計といたしましては、繰越金をせず決算剰余金を全額積み立てするという形でこれまでできてございます。明確でない部分と申しますのは、国なり県なり支払基金なりの精算というのは、翌年度となってございます。当該年度で精算できれば繰越金処理ということも形としてはあるのですけれども、それが翌年度でなければわからない、それが何千万単位でございます。それに対応するために一時積み立てをし、そして確

定した段階でそこから繰り入れをする形をとっておりまして、今年度もそういうふうな形で、六千万の繰り入れをするという経緯になったものでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十二号を採決いたします。議案第五十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第五十三号令和元年度藤崎町水道事業会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十三号を採決いたします。議案第五十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第五十四号令和元年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十四号を採決いたします。議案第五十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、決算特別委員会報告の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、議員全員で構成する委員会の審査であります。

決算特別委員長から報告書が提出されており、お手元に配付しておるとおりです。

委員長報告は、会議規則第三十九条第三項の規定によって省略いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

次に、平成三十年度各会計の歳入歳出決算の議案第五十五号から議案第六十号までは、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会で審査いたしましたので、説明及び質疑を省略し採決いたします。

日程第十五、議案第五十五号平成三十年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とい

たします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、認定とするものであります。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

平成三十年度の決算認定を求める議案について、意見を申し述べたいと思います。平成三十年度の一般会計は、歳出総額で八十五億円余の決算でありまして、多くは町民の暮らしや福祉、教育などに資するものであります。予算執行に当たって各担当課職員及び理事者においては、ご苦勞されたことを感謝申し上げます。しかしながら、以下の点について賛成できないので、決算の認定に同意できません。

そのひとつは、原子力施設立地対策助成金二千百万円に依存しない財政構造をつくるべきだということであります。原発核燃施設による事業から自然エネルギーの開発立地や原発被害者救済、廃炉事業に注力することこそ、町の財政にとっても県の財政にとっても、必要だというような理由からであります。

また国家的事業として進められている個人番号システム整備事業委託費約一千万余が支出されておりますが、投資効果がほとんど見られず、IT企業への恩恵とも思える事業であり、これ以上の拡張継続は、やるべきではないという理由であります。三つ目としては、国保税や介護保険料の負担軽減のために財政調整基金の活用などを含め、一般会計からの繰出金を増やす予算措置をとるべきだという理由からであります。

また、藤崎町の拠点施設の筆頭とされるふじさき食彩テラスを運営経営する株式会社ふじさきファーマーズLABOに指定管理料一千八百八十二万円ほどが支出されていますが、今後有効な活用先や経営改善などに努めるべきだということでございます。

また、予算執行に当たっての初歩的な事務ミスをなくして、あるいはまたコミュニティ消防施設改修工事費約百万円の二重追加支出がないように、予算執行に当たっていただくということを指摘するところでございます。

以上申し述べた理由などにより、平成三十年度一般会計決算認定に同意できません。

○議長（野呂日出男君）

次に原案に賛成者の発言を許します。奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

議案第五十五号に賛成するものであります。

平成三十年度藤崎町一般会計歳入歳出決算は、歳入八十六億六千六百六十二万円余りにおいて、厳しい財政環境の中で、歳入の根源である町税をはじめ地方交付税や国・県支出金等、堅実に歳入を確保し、歳出八十五億一千百七万円余りにおいて、町民が健康でかつ安心して暮らせるためのまちづくりを推進し、福祉水準の維持と教育の充実のため、各種事業を展開してきた努力の結晶であると思います。

特に、投資事業では、町の災害対策の拠点となる役場本庁舎の機能強化工事を実施し、防災力の強化を図るとともに、災害に強いまちづくりへの新たなステップへと歩み始めることができたこと。また常盤地区の活動の拠点である常盤生涯学習文化会館の整備工事を実施、文化振興や社会教育の拠点として、基盤を固めたこと。そのほか有利な財源を確保しながら、多くの事業が実施されてきたことは大いに評

価ができると思います。

また、ソフト事業では、藤崎町のまちひとしごと創生総合戦略を進め、少子化の解消や移住定住を促進するための若者移住住まいづくり補助事業や地域子ども子育て支援事業の実施、さらには学童クラブの充実、中学生の海外派遣事業など、将来を見据えた先駆的な取り組みを実施することで、町内外の反響も大きく、地方創生の取り組みと相まって藤崎町に大きな活力を与えてくれたものと思うものであります。

その他、職と産業の拠点であるふじさき食彩テラスのオープンにより町の産業振興の活性化に努め、健康づくりや秋まつりふじワングランプリなどの各種イベントの開催など、町の将来に欠くことのできない実施事業、第二次総合計画の目指すべき将来像「みんなで築く 希望に満ち、活力があふれるまち ふじさき」の実現にメリハリのある事業展開であったと判断するものであります。

今後におかれましても、町民をはじめ町内外の方からも藤崎町は素晴らしい町だと思われるように、しっかりと行政運営をお願いいたしまして、議案第五十五号平成三十年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件に賛成するものであります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第五十五号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第五十五号を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第五十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第五十六号平成三十年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認

定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第十七、議案第五十七号平成三十年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第十八、議案第五十八号平成三十年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものであります。



本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第十九、議案第五十九号平成三十九年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第二十、議案第六十号平成三十九年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第二十一、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおりの、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定しました。

日程第二十二、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおりの、所管

事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定いたしました。

これをもって、本定例会の会議に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和元年第三回藤崎町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 午前十時五十五分

---

地方自治法第二百三十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署 名 議 員 浅 利 直 志

署 名 議 員 阿 部 祐 己

署 名 議 員 五 十 嵐 忍